

社会福祉法人高槻市社会福祉協議会善意銀行預託金払い出し要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人高槻市社会福祉協議会善意銀行設置規程（以下「設置規程」という。）第12条の委任規定に基づき、設置規程第2条第2号に規定する預託金の払い出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 預託金の払い出しの対象となる団体は、高槻市内において社会福祉の推進を目的とする事業を日常的に行う福祉団体で、社会福祉法人高槻市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）会長が認めたものとする。

(対象事業)

第3条 預託金の払い出しの対象となる事業は、社会福祉の増進に貢献し、かつ多くの市民の利用に供し共感を得るもので、善意銀行の趣旨目的に沿って実施されると認められる事業とする。

(財源)

第4条 善意銀行の預託にかかる払出金は、当該年度の協議会社会福祉事業会計収入支出予算に計上する。

(払出金の限度額)

第5条 払出金額は、1事業につき対象事業経費の総額の10分の8以内とし、100万円を限度とする。ただし、協議会会長が特に必要と認めた場合は、払出限度額、対象事業経費の払出比率を変更することができる。

(受付・審査)

第6条 払い出しを受けようとするものは、設置規程第7条に定めるもののほか、事業計画書（様式第1号）、事業収支予算書（様式第2号）、その他必要書類を作成し、協議会会長に提出するものとする。

2 払い出しの対象となる事業の審査に当たっては、公平性、透明性を担保するため設置規程第6条に規定する善意銀行等管理運営委員会に協議会会長が適任と認める学識経験者を助言者として加えることができる。

(払出金の請求)

第7条 設置規程第7条第2項の払い出しの決定を受けたものは、払出金請求書（様式第3号）及び払出金振込依頼書（様式第4号）を協議会会長に提出しなければならない。

(事業報告)

第8条 払い出しを受けたものは、事業終了後30日以内に事業報告書（様式第5号）及び事業収支決算書（様式第6号）その他必要書類を作成し、協議会会長に提出しなければならない。

(精算)

第9条 払い出しを受けたものは、当該事業費の実支出額が予算額を下回り、払出金額が実支出額に10分の8を乗じて得た金額を上回るときは、その差額を精算し返還しなければならない。ただし、実支出額が予算額を上回るときは、その上回る差額の全額は払い出しを受けたものの負担とする。

(決定の取り消し)

第10条 協議会会長は、払出決定を受けたものが次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、払出決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り、その他不正な手段により、預託金の払い出しを受けたとき

(2) 払い出しを受けた預託金を他の用途に使用したとき

(3) 払出決定及びこれに付した条件又は法令に違反したとき

2 協議会会長は、前項の規定により払い出しの決定を取り消したときは、当該払い出しの決定を受けているものに通知するものとする。

(払出金の返還)

第11条 協議会会長は、前条第1項の規定により預託金の払出決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に預託金が払い出されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整備)

第12条 払い出しを受けたものは、費用の収支、その他事業に関する事項を明らかにする書類及び帳簿を整備しておかなければならない。

(細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、協議会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年6月28日から施行する。

この要綱は、平成24年6月26日から施行する。